

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 5 月 19 日現在

機関番号：10101

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2016

課題番号：26780001

研究課題名(和文)中国における家族法のジェンダー構造に関する比較法学的研究

研究課題名(英文)The comparative law study on the gender structure of the family law in China

研究代表者

李 妍淑(Li, Yanshu)

北海道大学・法学研究科・講師

研究者番号：90635129

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、中国で伝統的な家父長制支配からの女性解放を目指すために制定された婚姻法を対象に、それが成立した立法背景、改正過程および法解釈に見られる特徴についてジェンダー視点からの検討を試みた。その結果、中国の婚姻法には、西洋近代法においてもみられる平等な主体間における私権を規律する市民法という性格のほかに、中国共産党による家族管理政策を「合法」的に推し進めるための手段たる法的性格を持ち合わせていることが明らかになった。また、こうした特徴を台湾と韓国の関連法制度と比較し、中国婚姻法における個人より家族共同体を重視する家族観を浮き彫りにすることができた。

研究成果の概要(英文)：This study focuses on the Marriage Act enacted in China in order to liberate women who had been suppressed under the traditional patriarchy system. This study examined the background of the enactment of the Marriage Act, its amendment process, and the interpretation of this act through a gender perspective. In the result, this study clarified that the Marriage Act in China had the following two legal characteristics, i.e. the act has the legal characteristics as jus civile to regulate the private rights of the equal legal subjects seen in the western modern laws, and as a tool for Chinese Communist Party in order to "legitimately" promote its family control policies. Through a comparison of Taiwanese and Korean relevant legal system, this study also showed the family conception and value in this act, which put emphasis on family communities above individuals.

研究分野：社会科学

キーワード：家族法 婚姻法 ジェンダー 比較法 中国法

## 1. 研究開始当初の背景

中国の家族法に潜むジェンダー問題に対しては、様々な見解がある。例えば、女性解放から男女平等へとジェンダーフリーな家族法が形成されたことを評価する研究もあれば、女性の「特質」を保護対象とする点でジェンダー不平等が固定化される傾向を問題視する研究もある。だが、家族法の背景に国家の人身管理政策とジェンダー政策を認めた上で、この問題をどのように解決すべきであったのかを探り、家族法に潜むジェンダー構造の問題にまで踏み込んで検討を加えた研究は殆どないというのが現状であった。ただ、中国法が「統治の道具」であることに留意し、男女平等の観点から女性の人権保障を展望するならば、建国直後から文革期も含め、裁判実務上は一貫して処理されてきた家族紛争に関わる法の性格を明らかにする必要がある。

中国唯一の公認女性団体である中華婦女聯合会が果たした法的役割に注目したH.24-25年度科研費研究(研究活動スタート支援「中国のジェンダー政策に関する比較法学的研究」)では、婦女聯合会が国家のジェンダー政策の翼賛機関であることを明らかにしたが、その結果いかなるジェンダー秩序が中国にもたらされたかは、今後の解決すべき課題として残された。そのため、ジェンダー政策の影響を直接受ける家族法に着目し、ジェンダー秩序を可視化するには、その根底を成す「家族」や、「家族」と国家、「家族」の構成員相互を規律する家族法の領域におけるジェンダー構造を解明する必要がある。

## 2. 研究の目的

上記の研究背景と問題関心に従い、本研究では、中国の家族法領域で確認されるジェンダー構造を多角的観点から解明するために、日本統治の経験を踏まえて家族法を形成した台湾と韓国を視野に入れ、中国の家族法に関する研究を行う。具体的には次の項目を立て、中国家族法におけるジェンダー構造の特徴を明らかにする。

(1) 婚姻法を中心に家族法の立法背景と改正過程の分析を通じて中国家族法の法的性格を明らかにする。

(2) その際には、台湾と韓国の家族法におけるジェンダー問題の検討を行い、中国の家族法を吟味する。

(3) 中国家族法におけるジェンダー構造の特徴を比較法学的見地から解明する。

## 3. 研究の方法

本研究では、中国における家族法のジェンダー構造を明らかにするために、研究者やマ

スコミ、実務家、立法機関による関連文献の整理と精読に加えて、現地調査と資料収集および調査結果の整理と資料の分析を行い、実証的な手法により研究を進めた。

(1) 現地調査については、各地で行われる国際学会や研究会に参加する際に、可能な限り裁判および立法に携わった実務家や関係団体を対象にインタビューを行い、研究遂行に必要な人的ネットワークの構築と維持に努めた。また、その前提として実務家・研究者間の交流機会を重視し、研究の進捗に合わせた本研究について広範な意見交換を行った。研究上の不備が生じた場合も、これらの人的ネットワークを参照し、電子メールや信書を通じた調査等を行うことで対処した。なお、研究期間中に訪問した研究機関や関連団体は以下の通りである。

中国政法大学(中国・北京)  
源泉性別発展中心(中国・北京)  
北京君泰律師事務所(中国・北京)  
華東政法大学(中国・上海)  
上海大学(中国・上海)  
国立政治大学(台湾・台北)  
輔仁大学(台湾・新北)  
台北地方法院(台湾・台北)  
財団法人勵馨基金会(台湾・新北)  
東亜大学(韓国・釜山)  
梨花女子大学ジェンダー法学研究所(韓国・ソウル)  
法律救助法人韓国家庭法律相談所(韓国・ソウル)  
社団法人韓国女性相談センター(韓国・ソウル)

(2) 文献資料の収集については、主に書籍や電子ジャーナル、所属機関のデータベースを中心に行い、日本国内で入手困難な文献については、各地で開催される国際学会や研究会への参加を兼ねてできるだけ現地の書店や図書館などまで足を伸ばして資料収集に努めた。

(3) ほかに、本研究に直接関係する国内外の学会や研究会をはじめ、隣接分野の学会や研究会にも積極的に参加し、研究報告を通じて意見・情報交換を行い、本研究にフィードバックした。

## 4. 研究成果

本研究では、構築した研究環境と人的ネットワークを活用し、中国・台湾・韓国の家族法制度全般に関する文献資料の収集やインタビュー、学会での意見交換を通じて、以下の通り中国家族法におけるジェンダー構造の特徴を抽出した。

(1) セクシュアル・マイノリティの法整備に関して、台湾と韓国では積極的にそれと取

り組む動きが民間団体と政府機関で見られたのに対して、中国の場合は、いくつかの同性婚を求める裁判例以外、立法面では目立った動きが見られなかった。ジェンダー視点からの家族法制度への抜本的な改革が行われている諸外国に比べて、中国ではそういった議論が今なお薄く、セクシュアル・マイノリティへの権利保障は十分とは言えないのが現状であった。

(2) 中国家族法にみられる特徴として、国の計画出産政策に関する規定が婚姻法によって義務化されている。しかし、こうした規定は、妻はもちろん、夫のリプロダクティブ・ライツに対する侵害である可能性が高く、家族関係における権利保障の不十分さが中国における人々のライフスタイル選択に対して多くの制約を与えることになっている。中国の婚姻法では個人のライフスタイルの尊重という価値よりも国策上重視される価値が優先されていることから、婚姻法は国策を実現するための手段として用いられていると考えられる。

(3) 婚姻法では家族構成員間の扶養義務が規定されており、相互扶養が法的に強制されている点も大きな特徴である。その背景事情として、個人に対する社会保障制度の不備を挙げることできるが、むしろ共同体としての家族における「孝」という儒教的家族観を復活させることによって、伝統的な道德観念を法と接続させようとする狙いが窺える。

(4) 女性への特別保護に関する規定が婚姻法の随所で確認された。このことから、女性の妊娠・出産、家事労働および財産保持を保障する政策が、中国政府による男女平等という基本原則を実践していく上での具体的方策になっていると考えられる。ここから、現在の中国では家族という親密な私人間の領域においても、いまだに国家が発するトップダウン式の保守的な法実践が行われている点で、他の東アジア諸国と大きく異なっていることが確かめられた。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 17 件)

1. 李妍淑、「中国家族法(8)」, 戸籍時報、751号、P.59~65、2017、査読無
2. 李妍淑、「中国家族法(7)」, 戸籍時報、749号、P.30~38、2017、査読無
3. 李妍淑、「中国家族法(6)」, 戸籍時報、748号、P.28~34、2016、査読無
4. 李妍淑、「中国家族法(5)」, 戸籍時報、747号、P.29~34、2016、査読無
5. 李妍淑、「中国家族法(4)」, 戸籍時報、

- 745号、P.20~27、2016、査読無
6. 李妍淑、「中国家族法(3)」, 戸籍時報、743号、P.30~36、2016、査読無
7. 李妍淑、「中国家族法(2)」, 戸籍時報、742号、P.44~49、2016、査読無
8. 李妍淑、「中国家族法(1)」, 戸籍時報、741号、P.2~10、2016、査読無
9. 李妍淑ほか、「台湾とマレーシアにおけるDV被害者支援の現状と課題：何が制度を機能させるのか」, アジア女性研究、25号、P.37~55、2016、査読有
10. 李妍淑訳、劉撃「中国的文脈におけるリベラリズム—潜在力と苦境」、石井知章編『現代中国のリベラリズム』, 藤原書店、P.163~198、2015、査読無
11. 李妍淑、「中国の人口政策と女性の権利」, 亜細亜女性法学、18号、P.157~175、2015、査読有
12. 李妍淑、「中国のジェンダー法政策推進過程における婦女聯合会の役割(4)」, 北大法学論集、66巻、P.132~91、2015、査読無
13. 李妍淑、「中国のジェンダー法政策推進過程における婦女聯合会の役割(3)」, 北大法学論集、66巻、P.260~229、2015、査読無
14. 李妍淑訳、朴濬佑「韓国のロースクール制度実施5年間の評価について」, 北大法学論集、65巻、P.330~300、2015、査読無
15. 李妍淑、「中国のジェンダー法政策推進過程における婦女聯合会の役割(2)」, 北大法学論集、65巻、P.390~332、2015、査読無
16. 李妍淑、「ジェンダー視点からみる有責配偶者の離婚請求」, 亜細亜女性法学、17号、P.205~217、2014、査読有
17. 李妍淑、「中国のジェンダー法政策推進過程における婦女聯合会の役割(1)」, 北大法学論集、65巻、P.314~257、2014、査読無

〔学会発表〕(計 7 件)

1. 李妍淑、「面会交流をめぐる問題点と支援のあり方」, ジェンダー法学会第14回学術大会(立命館大学朱雀キャンパス・京都市) 2014年12月3~4日
2. 李妍淑、「近時の最高裁判決からみる『家族規範』」, 東アジア法哲学会第10回学術大会(中国政法大学・北京市・中国) 2016年11月5~6日
3. 李妍淑、「家族支援におけるソーシャルワーカーの役割」, 亜細亜女性法学会(ソウル大学・ソウル市・韓国) 2016年10月8日
4. 李妍淑、「親子の面会交流における民間団体の役割」, 日本女性学会(明治学院大学・東京都) 2016年6月18~19日
5. 李妍淑、「中国の人口政策と女性の権利」,

亜細亜女性法学会（国立政治大学・台北市・台湾） 2015年10月31日

6. 李妍淑、「有責配偶者の離婚請求について—ジェンダーの視点からの考察」、東アジア法哲学会第9回学術大会（韓国外国語大学・ソウル市・韓国） 2014年8月21～22日
7. 李妍淑、「中国のDV問題をめぐる法的状況」、日本女性学会（立正大学・東京都） 2014年6月14～15日

〔図書〕（計0件）

〔産業財産権〕

出願状況（計0件）

取得状況（計0件）

〔その他〕

ホームページ等 なし

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

李妍淑（LI YANSHU）  
北海道大学・大学院法学研究科・講師  
研究者番号：90635129

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者 なし

(4) 研究協力者 なし